

「目黒区地域街づくり条例」に関するお問い合わせは・・・

目黒区都市整備部都市計画課・都市整備課

〒153-8573

東京都目黒区上目黒二丁目19番5号 目黒区役所総合庁舎6階

電話：03-5722-6846、03-5722-9714

Fax：03-5722-9338

「目黒区地域街づくり条例」に関する情報はインターネットでも公開しています。

目黒区ホームページの都市計画課・都市整備課のページをご覧ください。

「目黒区地域街づくり条例」制定までの取り組み

- 平成16年3月 「目黒区都市計画マスタープラン」策定
- 平成17年5月 都市計画審議会に「(仮称)街づくり条例のあり方について」諮問
- 平成17年5月 都市計画審議会が「(仮称)街づくり条例専門部会」を設置
- 平成17年12月 「中間まとめ」を公表
- 平成18年3月 都市計画審議会が「(仮称)街づくり条例のあり方について」を答申
- 平成18年5月～11月 「(仮称)街づくり条例」基本的な考え方(案)の説明会等を開催、区民等の意見聴取
- 平成19年3月15日 「目黒区地域街づくり条例」公布

「目黒区地域街づくり条例」を活用した街づくりの進め方

主要印刷物番号

19-1号

平成19年4月1日発行

発行 目黒区

編集 目黒区都市整備部都市計画課
東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

電話 03(3715)1111(代表)

印刷所 太陽プリンティング株式会社

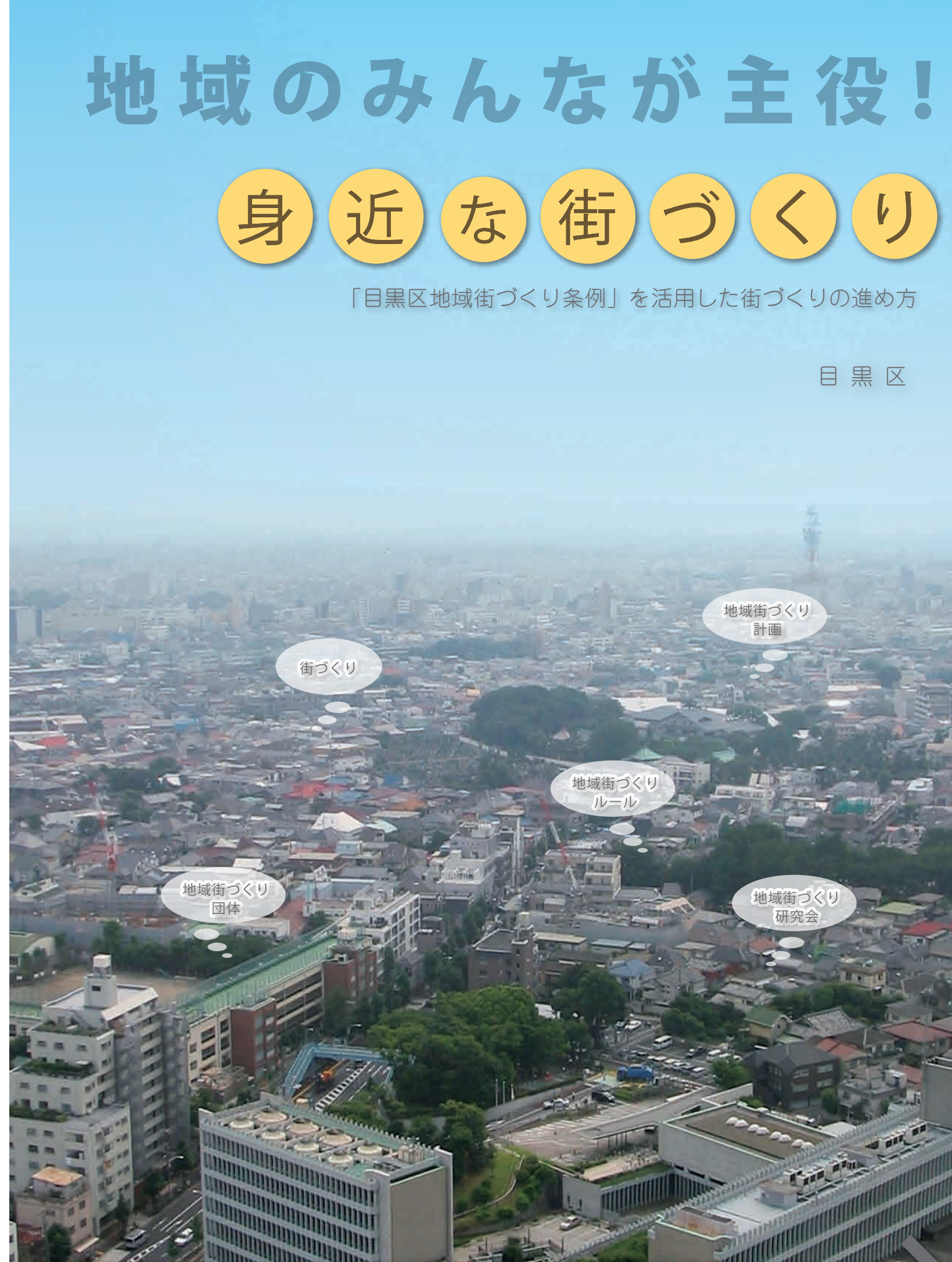


地域 みんなが主役!

身近な街づくり

「目黒区地域街づくり条例」を活用した街づくりの進め方

目黒区



身近な地域での街づくり、目黒区ではこんな仕組みで進めていきます。

地域街づくりの進め方

はじめに

地域の街づくりは、区民の皆さんの地域に根ざしたきめ細やかな視点から進めていくことが大切です。区民の皆さんの発意により、身近な地域単位で話し合いの場を設け、主体的かつ継続して課題解決に取り組める仕組みや進め方を、「目黒区地域街づくり条例」として制定しました。

このパンフレットは、区民の皆さんが「目黒区地域街づくり条例」を活用し、「地域街づくり」を進める流れを示したものです。

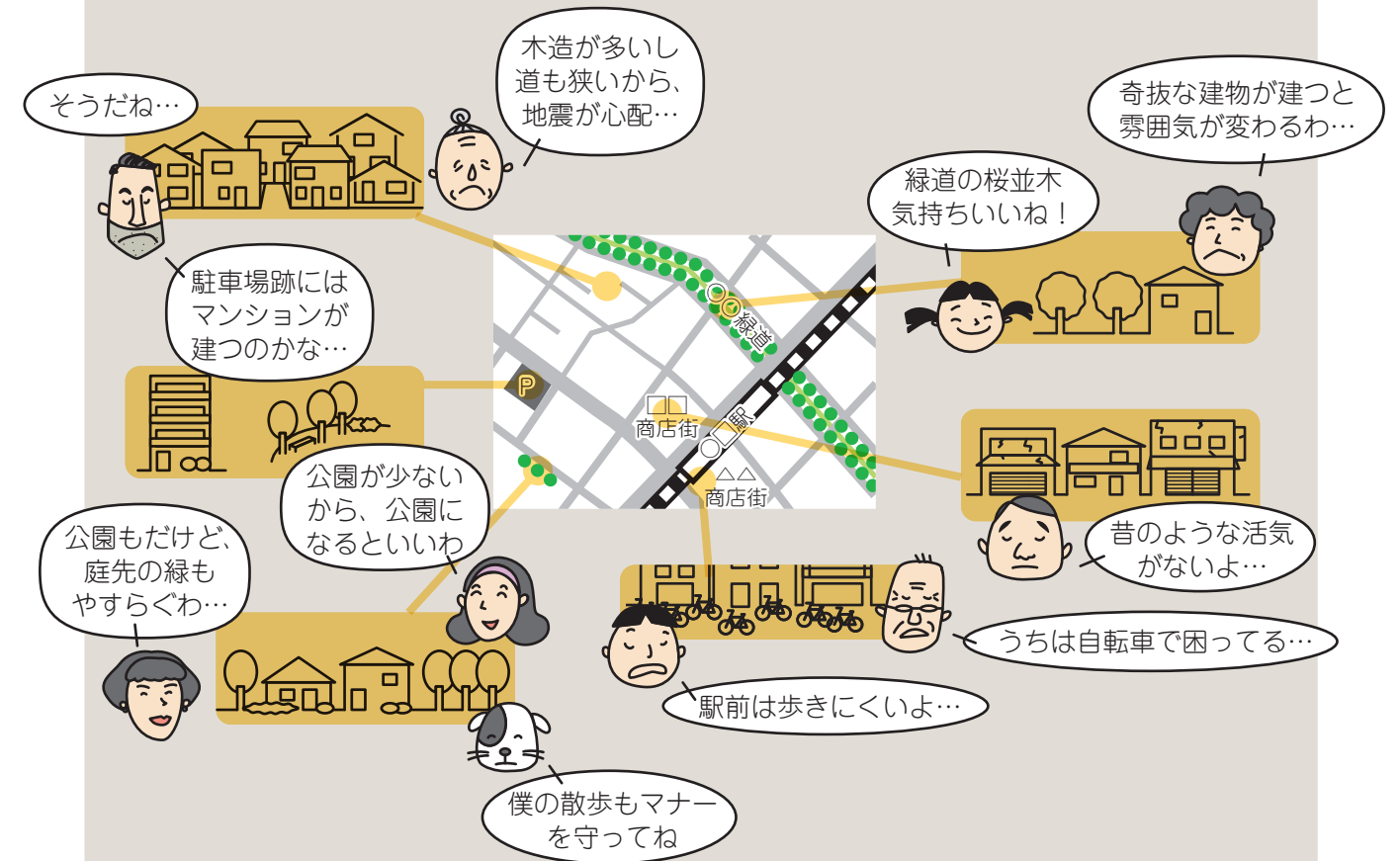
区では、多くの方々に「地域街づくり」に積極的にご参加いただけるよう、これからも街づくりの環境を整えていきます。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成19年4月

はじめに	1
地域街づくりの進め方	2
流れと支援の仕組み	4
様々な街づくりのきっかけ	5
こんなふうに条例を活用できます!	5
Q&A	7
目黒区地域街づくり条例のあらまし	8
目黒区地域街づくり条例(全文)	9

ステップ 0

あなたの地域で気になっていること、ありませんか?



ご近所、商店街、町会や自治会での日頃の会話の中にも、街づくりの種はたくさんあります。街づくりの種、それは皆さんの身近な問題意識です。

「目黒区地域街づくり条例」は、こうした身近な問題意識を発展させて、具体的な街づくりの取り組みへとつながる仕組みを整えたものです。

皆さん一人一人の問題意識=街づくりの種が、身近な生活環境や街の10年後、20年後につながっていきます。

街づくりをはじめよう!

流れと支援の仕組み

ステップ1 仲間をつくらう!

「最初の一步」に大変な労力がかかると、身近な問題意識はそのままになり、具体的な取り組みにはつながりません。そこで、「最初の一步」として、身近な話し合いの場になるのが「地域街づくり研究会」です。身近な問題を、日常会話の話題から一歩進めて、街づくりの課題として考えていきましょう。

ステップ2 地域に輪を広げよう!

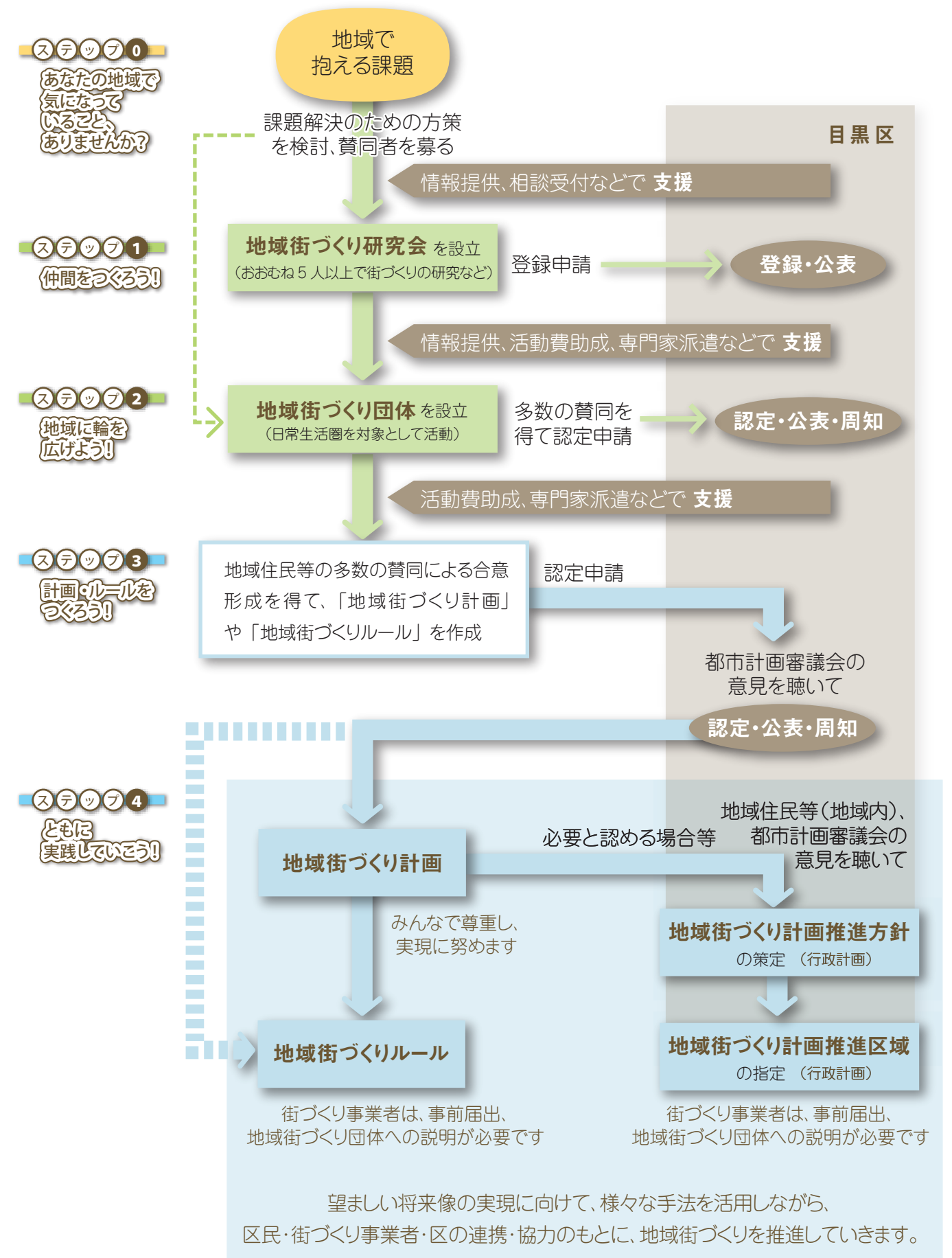
街づくりの課題を解決するには、様々な人達の協力が必要不可欠です。地域（日常生活圏）全体で課題を共有し、解決に向けた話し合いが必要となります。そうした話し合いの場が「地域街づくり団体」です。街歩きや点検マップづくり、広報誌の発行など、地域に街づくりの輪を広げていく活動に取り組んでいきましょう。

ステップ3 計画・ルールをつくらう!

話し合ってきた内容を、地域の将来像として策定したものが「地域街づくり計画」です。また、その実現方策の一つが「地域街づくりルール」です。シンポジウムや広報誌で話し合いの過程を発信したり、アンケートや説明会で地域の様々な意見を反映させて、策定しましょう。

ステップ4 ともに実践していこう!

「地域街づくりルール」だけでなく、「地域街づくり計画」を実現するために区の役割も重要な時は、区は「地域街づくり団体」と協力して「地域街づくり計画推進方針」を策定します。さらにこの方針に基づいて、区は「地域街づくり計画推進区域」を地域全域または一部に指定し、事業等を推進することもできます。



様々な街づくりのきっかけ

街の記憶を見つける

区内には桜の名所が点在しています。このほかにも、名前のある坂道、特徴ある地形や辻、心地良い庭先の緑など、街の記憶や景観資源をさがしてみるのも、地域街づくりの第一歩です。景観資源が街のなかで活かされていない、地域の人々に知らせたい、区外の人にも自慢したいという場所が見つかるかもしれません。



街づくりのアイデアを集める

駅前や身近な商店街、街づくりの種はそんな人々が集う場所にもちがっています。店先での立ち話も、店構えや街並みのアイデアが生まれるきっかけです。お祭りには顔馴染みだけでなく、子どもからお年寄りまで幅広い層が集まってくる。そんな機会に話し合ってみませんか？きっと、いろんなアイデアが生まれます。



街づくりの蓄積を活かす

協議会や住区住民会議、町会や自治会など、以前から街づくりに取り組んでいる団体が、区内にも多数あります。これまでの人のつながりや活動の蓄積を活かして、今ある課題に取り組むことも考えられます。既存の団体も申請すれば、「地域街づくり研究会」、「地域街づくり団体」として、区の支援を受けながら活動することができます。



こんなふうに条例を活用できます！

桜並木を大切にする住宅地

「心がなごむ桜並木を10年後、20年後にも残したい！」そんな地域の思いを形にするのが「地域街づくり計画」です。桜並木の保全や、桜並木に配慮した街並みの形成といったことも盛り込めます。より具体的に、沿道の建物の色や形などを「地域街づくりルール」としたり、桜並木の管理を区とともに進めていくことも考えられます。

【地域街づくりのテーマ】 心がなごむ桜並木を大切にし、桜並木に配慮した街並みにする

【地域街づくりの取り組み】 区とともに地域でも桜並木を見守っていく

【地域街づくりルール】

- 空が眺められる空間を設ける
- 落ち着いた色彩にする
- ゴミは桜並木から見えないところに置く
- 高い塀ではなく植栽にする

やさしさあふれる商店街

「車や自転車が危険」「入口の段差につまずく」「その日のお買い得情報がほしい」等々、地域の声は街づくりの種です。そして地域の計画やルールづくりの検討は、商店街と周辺住民がともに街づくりに取り組む場ともなります。多様な意見の中で、よりよい生活環境をともに目指す支援を区も行っていきます。

【地域街づくりのテーマ】 気軽に立ちよれる、やさしさあふれる商店街にする

【地域街づくりの取り組み】 お買い得情報板を設置する

【地域街づくりルール】

- 商店街のテーマカラーを店舗に取り入れる
- 1階は店舗にする
- 入口に段差を設けない
- 道路に看板・商品をはみ出させない

放置自転車対策の実験を行う

地震でも逃げないですむ街

災害に強い街にしていくには、個々の建物の安全性（自助）、地域の街づくり（共助）、区の基盤整備（公助）、どれも重要です。建物の耐震化・不燃化、避難路の整備とともに、日常の住環境やふれ合いを大切にしていくことが、いざというときに役立ちます。そんな街づくりにも「地域街づくり条例」を活用していくことができます。

【地域街づくりのテーマ】 共に助け合ってつくる、地震に逃げないですむ街をつくる

【地域街づくりの取り組み】 街角に一時的に避難できる広場を整備する

【地域街づくりルール】

- 燃えにくい建物にする
- 隣地からの距離を保つ
- 耐震診断を行う
- 敷地面積は一定規模以上にする
- ブロック塀を生垣にする
- 建替えにあわせて道路をひろげる

Q：「地域街づくり条例」の「地域」というのは、どれくらいの広さを指すの？

A： おおむね日常生活を営んでいる区域（日常生活圏）で、一体的な土地利用や道路・公園などの施設整備を考えていく区域を指します。例えば、幹線道路で囲まれた住宅地、駅前の身近な商店街とその周辺住宅地などの区域です。地域の特性に合わせて柔軟に対応できるように、あえて〇ヘクタールや〇平方メートルなど、規模については明記していません。

Q：地域住民だけでは、何もできないのでは？

A： 条例に基づき、「地域街づくり研究会」として登録、または「地域街づくり団体」として認定を受けると、情報提供を行ったり、専門家を派遣したりと、区が活動を支援していきます。また、こうした検討の場を設立するにあたっての相談は随時受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

Q：「地域街づくり研究会」や「地域街づくり団体」の申請に条件はあるの？

A： 「地域街づくり研究会」の場合、特定の人や団体に利益や損害を与える活動は対象外となります。「地域街づくり団体」は、主に地域住民等で構成されていること、地域に活動内容を発信するなどして多数の賛同が得られていることが前提となります。したがって、「地域街づくり団体」は、1つの地域に1つになります。

Q：「多数の賛同」とは、どの程度なの？

A： 「1 / 〇」、「過半数」、「多数」などと定めている自治体もありますが、具体的な数字を示すと分母の数を確認することが難しく、かえって条例の活用には支障が生じる恐れがあることから、あえて「多数の賛同」としています。地域の方々への周知状況などから、総合的に判断していきます。

Q：「地域街づくり計画」や「地域街づくりルール」の効果は？

A： 地域住民、街づくり事業者、区は策定された「地域街づくり計画」を尊重し、様々な手法を活用してその実現に努める必要があります。また、「地域街づくりルール」に建築行為等の事前届出などを定めることにより、事業者等に対する区の指導などを通じて「地域街づくり計画」の実現に向けた誘導ができます。さらに、「地域街づくり計画」や「地域街づくりルール」の内容を法定の都市計画につなげていくことも可能です。

目黒区地域街づくり条例のあらまし

(1) 各主体の連携・協力による街づくりの理念や役割分担

- 条例の目的（第1条）
 - ・区民に身近な街づくりを進めるにあたり、区・区民等・街づくり事業者の責務を明らかにします。
 - ・区民発意の適正な土地利用や都市施設整備を実現する仕組みを設けて、良好な生活環境の街を保全・形成していきます。
- 基本理念（第3条）
 - 地域街づくりは・・・
 - ・環境に配慮した安全で快適な街を実現し、区民の暮らしの向上に資するものとします。
 - ・都市計画マスタープランなどを踏まえたものとします。
 - ・区・区民等・街づくり事業者が相互の信頼・理解・協力に基づき、それぞれの発想を尊重し、その役割を果たすことにより推進します。
- 各主体の責務（第4条～第6条）
 - 区：地域街づくりの調査研究、施策の総合的・計画的な推進、区民等への支援、区民意見の反映
 - 区民等：良好な生活環境の区民共有財産としての認識と保全・形成、地域街づくり施策への協力
 - 街づくり事業者：自主的な取り組み、区民等の理解を得る努力、地域街づくり施策への協力

(2) それぞれの地域にあった計画・ルールづくり等の仕組み

- 地区街づくり研究会、地区街づくり団体（第7条・第8条）
- 地域街づくり計画、地域街づくりルール（第9条～第12条）
- 地域街づくり計画推進方針、地域街づくり計画推進区域（第13条・第14条）
- 街づくり活動への支援（第18条） p2～p6のような仕組みで進めていきます。

(3) 法定計画への住民参加

- 地区計画等への住民参加（第15条・第16条）
 - 「地区計画等」策定手続きの一部を条例で定めます。また、住民や利害関係人からの「地区計画等」案の内容等の申し出方法も条例で定めることができます。今回の条例制定にあたって、これら住民参加の機会についての項目を盛り込みました。
- 地域街づくり団体の都市計画提案（第17条）
 - 土地所有者やNPO等・民間事業者等が、一定規模以上（0.5ha以上）の一団の土地について、土地所有者の3分の2以上の同意等一定の条件を満たした場合に、都市計画の決定や変更の提案ができます。今回の条例制定にあたって、「地域街づくり団体」も「都市計画」の提案ができる団体として位置づけました。

■ 地区計画等とは

「地区計画等」は都市計画法に基づく制度で、4種類の「地区計画」をまとめて「地区計画等」と呼んでいます。「地域街づくり計画」などと同様に、地域の将来像やルールを定めることができます。しかし、「地区計画等」は手続きを踏めば建築確認の対象となり、罰則規定も適用されます。このため、ルール化できる項目も限定されています。「地域街づくり計画」や「地域街づくりルール」を定めた後、一定の項目を「地区計画」として策定することも考えられます。

■ 都市計画とは

「都市計画」は、都市の土地利用・交通・緑地・防災・公共施設の整備などについて定める計画です。「防火地域」「高度地区」などの地域地区、「都市計画道路」「都市計画公園」などの都市施設などについて定めます。

目黒区地域街づくり条例（全文） 平成 19 年 3 月 15 日公布

（目的）

第一条 この条例は、区民に身近な街づくりを進めるに当たり、目黒区（以下「区」という。）、区民等及び街づくり事業者の責務を明らかにするとともに、区民の発意に基づく適正な土地利用及び都市施設の整備を実現するための仕組みを設け、もって良好な生活環境を備えた街の保全及び形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 地域街づくり　おおむね日常生活を営んでいる区域（以下「日常生活圏」という。）における良好な生活環境を備えた街の保全及び形成
- 二 区民等　区の区域内（以下「区内」という。）に居住し、区内に土地若しくは建物等を所有し、若しくは区内において事業を営み、又は区内において地域街づくりに関する活動を行うもの
- 三 街づくり事業者　区内において市街地の整備、開発及び保全に係る事業を行うもの
- 四 建築行為等　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第十三号に規定する建築、都市計画法（昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。）第四条第十二項に規定する開発行為その他規則で定める行為

（基本理念）

第三条 地域街づくりは、環境に配慮した安全で快適な街を実現し、区民の暮らしの向上に資するものでなければならない。

二 地域街づくりは、法第十八条の二第一項の規定により区が策定する都市計画に関する基本的な方針その他区が街づくりを総合的かつ計画的に進めるために策定する方針を踏まえたものでなければならない。

三 地域街づくりは、区、区民等及び街づくり事業者が相互の信頼、理解及び協力に基づき、それぞれの発想を尊重し、その役割を果たすことにより推進するものとする。

（区の責務）

第四条 区は、地域街づくりに関する調査研究を行うとともに、街づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

二 区は、区民等及び街づくり事業者に対して地域街づくりに関し必要な情報を提供するとともに、街づくりに関する知識の普及により、区民等が主体的に地域街づくりを推進できるよう支援しなければならない。

三 区は、地域街づくりを推進するに当たっては、区民等の意見を反映するよう努めなければならない。

（区民等の責務）

第五条 区民等は、良好な生活環境を備えた街は区民共有の財産であることを認識し、その保全及び形成に努めなければならない。

二 区民等は、地域街づくりに関する区の施策に協力するよう努めなければならない。

（街づくり事業者の責務）

第六条 街づくり事業者は、良好な生活環境を備えた街の保全及び形成に自ら取り組むとともに、事業の実施に当たっては、区民等の理解を得るよう努めなければならない。

二 街づくり事業者は、地域街づくりに関する区の施策に協力するよう努めなければならない。

（地域街づくり研究会）

第七条 区長は、規則で定めるところにより、地域街づくりに関する活動を行う区民等の組織を地域街づくり研究会として登録し、その育成を図るものとする。

二 地域街づくり研究会は、特定のものに対して利益又は損害を与えることなく活動し、他の地域街づくりに関する活動を行うものと協力して地域街づくりを推進するものとする。

三 地域街づくり研究会は、当該地域街づくりに関する活動の対象区域内の区民等にその活動内容を周知するよう努めなければならない。

四 区長は、必要があると認めるときは、地域街づくり研究会に対し、その

活動内容について報告又は説明を求めることができる。

五 区長は、地域街づくり研究会が地域街づくりに関する活動を行わなくなったときその他区長が必要があると認めるときは、第一項の規定による登録を取り消すことができる。

（地域街づくり団体の認定）

第八条 区長は、規則で定めるところにより、特定の日常生活圏において次条第一項に規定する地域街づくり計画及び第十一条第一項に規定する地域街づくりルールの策定を含む地域街づくり活動を行う団体であって、次の各号のいずれにも該当するものを地域街づくり団体として認定することができる。

- 一 主として、当該日常生活圏内に居住し、当該区域内に土地若しくは建物等を所有し、又は当該区域内において事業を営むもの（以下「地域住民等」という。）で構成されていること。
- 二 地域住民等にその活動内容を周知し、多数の賛同を得ていること。
- 三 その他規則で定める要件を満たしていること。

二 区長は、必要があると認めるときは、地域街づくり団体に対し、その活動内容について報告又は説明を求めることができる。

三 区長は、地域街づくり団体が第一項各号に掲げる要件を満たさなくなったときその他区長が必要があると認めるときは、同項の規定による認定を取り消すことができる。

（地域街づくり計画の認定）

第九条 区長は、規則で定めるところにより、地域街づくり団体の策定した特定の日常生活圏の望ましい将来像を示した地域街づくりに関する計画が次の各号のいずれにも該当する場合は、地域街づくり計画としてこれを認定することができる。

- 一 第三条第二項に規定する方針と整合していること。
- 二 地域住民等の多数の賛同を得ていること。
- 三 その他規則で定める要件を満たしていること。

二 地域街づくり団体は、地域街づくりに関する計画を策定する過程においては、地域住民等に当該計画の内容を説明し、その理解を得るよう努めなければならない。

三 区長は、地域街づくり団体が地域街づくりに関する計画を策定しようとするときは、必要な指導又は助言を行うことができる。

四 区長は、第一項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ目黒区都市計画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

五 区長は、第一項の規定による認定を受けた地域街づくり団体が解散したときその他区長が必要があると認めるときは、あらかじめ審議会の意見を聴いた上で、当該認定を取り消すとともに、必要な措置を講ずることができる。

六 区長は、第一項の規定による認定又は前項の規定による認定の取消しをしたときは、これを公表しなければならない。

（地域街づくり計画の尊重）

第十条 区長は、前条第一項の規定により地域街づくり計画を認定したときは、関連する事業等の実施に当たり、これに配慮しなければならない。

二 地域住民等及び街づくり事業者は、地域街づくり計画を尊重し、その内容の実現に努めなければならない。

（地域街づくりルールの認定）

第十一条 区長は、規則で定めるところにより、地域街づくり計画の実現方策その他の良好な生活環境を備えた街の保全及び形成を目的として地域街づくり団体が策定した地域街づくりに関するルールが次の各号のいずれにも該当する場合は、地域街づくりルールとしてこれを認定することができる。

- 一 第三条第二項に規定する方針と整合していること。
- 二 地域住民等の多数の賛同を得ていること。
- 三 その他規則で定める要件を満たしていること。

二 地域街づくり団体は、地域街づくりに関するルールを策定する過程においては、地域住民等に当該ルールの内容等を説明し、その理解を得るよう努めなければならない。

三 区長は、地域街づくり団体が地域街づくりに関するルールを策定しようとするときは、必要な指導又は助言を行うことができる。

四 区長は、第一項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。

五 区長は、第一項の規定による認定を受けた地域街づくり団体が解散したときその他区長が必要があると認めるときは、あらかじめ審議会の意見を聴いた上で、当該認定を取り消すとともに、必要な措置を講ずることができる。

六 区長は、第一項の規定による認定又は前項の規定による認定の取消しをしたときは、これを公表しなければならない。

（地域街づくりルールに基づく届出）

第十二条 地域街づくりルールの対象区域内において、当該地域街づくりルールにより届出すべきものとされている建築行為等を行おうとするものは、規則で定めるところにより、区長に届け出なければならない。

二 前項の規定により届け出た建築行為等が当該地域街づくりルールにより地域街づくり団体に対して説明すべきものとされている場合には、規則で定めるところにより、当該地域街づくりルールを策定した地域街づくり団体に対して当該建築行為等の内容を説明し、当該説明内容を区長に報告しなければならない。

三 区長は、第一項の規定による届出がなされていない場合、同項の規定による届出がなされた建築行為等が地域街づくりルールに適合していない場合又は前項の規定による報告がなされていない場合は、当該建築行為等を行おうとするものに対して指導、助言又は勧告を行うことができる。この場合において、必要があると認めるときは、区長は、当該地域街づくりルールを策定した地域街づくり団体の意見を聴くものとする。

（地域街づくり計画推進方針の策定及び地域街づくり計画推進区域の指定）

第十三条 区長は、第九条第一項の規定により認定した地域街づくり計画を実現するために必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該地域街づくり団体と協力して、地域街づくり計画推進方針を策定することができる。

二 区長は、前項の地域街づくり計画推進方針に基づき、地域街づくり計画の対象区域の全部又は一部を地域街づくり計画推進区域として指定し、地域街づくりに係る事業等を重点的に推進することができる。

三 区長は、前項の事業等を推進するに当たり、必要があると認めるときは、当該地域街づくり計画推進区域内において事前に届出すべき建築行為等及び当該地域街づくり団体に対して説明すべき建築行為等を定めることができる。

四 区長は、第一項の規定による策定又は第二項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ地域住民等及び審議会の意見を聴くものとする。

五 区長は、地域街づくり計画推進方針に係る地域街づくり計画を策定した地域街づくり団体が解散したときその他区長が必要があると認めるときは、あらかじめ審議会の意見を聴いた上で、当該地域街づくり計画推進方針の廃止、地域街づくり計画推進区域の指定の解除その他必要な措置を講ずることができる。

（地域街づくり計画推進区域における届出）

第十四条 地域街づくり計画推進区域内において前条第三項の規定により事前に届出すべきものとされている建築行為等を行おうとするものは、規則で定めるところにより、区長に届け出なければならない。

二 地域街づくり計画推進区域内において前条第三項の規定により説明すべきものとされている建築行為等を行おうとするものは、規則で定めるところにより、当該地域街づくり団体に対して当該建築行為等の内容を説明し、当該説明内容を区長に報告しなければならない。

三 区長は、第一項の規定による届出がなされていない場合、同項の規定による届出がなされた建築行為等が地域街づくり計画推進区域内において区が実施しようとする事業等に支障を生ずるおそれがあると認める場合又は前項の規定による報告がなされていない場合は、当該建築行為等を行おうとするものに対して指導、助言又は勧告を行うことができる。この場合において、必要があると認めるときは、区長は、当該地域街づくり計画推進区域に係る地域街づくり団体の意見を聴くものとする。

四 区長は、前項の規定による勧告を受けたものが当該勧告に従わない場合は、その旨を公表することができる。この場合において、区長は、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。

五 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表の対象

となるべきものにその理由を通知し、あらかじめ意見を述べる機会を与えなければならない。

（地区計画等の案の作成手続）

第十五条 法第十六条第二項の規定に基づく地区計画等の案の内容となるべき事項（以下「地区計画等の原案」という。）の提示方法及び意見の提出方法は、次項から第四項までに定めるとおりとする。

二 区長は、地区計画等の案を作成しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告し、当該地区計画等の原案を当該公告の日の翌日から起算して二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

- 一 地区計画等の原案の内容のうち、種類、名称、位置及び区域
- 二 縦覧場所

三 前項に定めるもののほか、区長は、地区計画等の原案の提示について必要があると認めるときは、説明会の開催その他の周知のための措置を講ずるものとする。

四 法第十六条第二項に規定する者は、第二項の規定により縦覧に供された地区計画等の原案について意見を提出しようとするときは、当該公告の日の翌日から起算して三週間を経過する日までに、区長に対し意見書を提出するものとする。

（地区計画等の原案等の申出）

第十六条 法第十六条第三項の規定に基づく地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の原案の申出は、規則で定めるところにより、申出をする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに利害関係を有する場合はその旨を明らかにして行わなければならない。

二 区長は、前項の規定による申出があったときの処理については、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

三 区長は、第一項の規定による申出をしようとする者に対して、情報提供その他必要な支援を行うことができる。

（都市計画の決定等の提案）

第十七条 地域街づくり団体は、法第二十一条の二第二項の規定に基づき、区長に対して都市計画の決定又は変更をすることを提案することができる。

二 法第二十一条の二第一項及び第二項の規定に基づき都市計画の決定又は変更をすることを提案するものは、法令に定めるもののほか、区長が必要と認める書類を提出しなければならない。

三 区長は、第二項の規定による提案をしようとするものに対して、情報提供その他必要な支援を行うことができる。

（地域街づくりに関する活動に対する支援）

第十八条 区長は、地域街づくりを推進するために必要があると認めるときは、地域街づくり研究会及び地域街づくり団体に対し、情報提供、街づくりに関する専門家の派遣その他必要な支援をするほか、これらのものが行う地域街づくりに関する活動に対し、財政上の措置を講ずることができる。

（適用除外）

第十九条 次に掲げる建築行為等については、第十二条及び第十四条の規定は適用しない。

- 一 災害等のために応急的に行う建築行為等
- 二 その他規則で定める建築行為等

（委任）

第二十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

一 この条例は、平成十九年十月一日から施行する。

（目黒区地区計画等の案の作成手続きに関する条例の廃止）

二 目黒区地区計画等の案の作成手続きに関する条例（昭和六十年十一月目黒区条例第二十九号）は、廃止する。

（地区計画等の案の作成手続に関する経過措置）

三 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の目黒区地区計画等の案の作成手続きに関する条例第二条の規定により縦覧に供された地区計画等の原案に対する意見の提出方法については、なお従前の例による。